

4-3. 設備系施設

(1) 給水等計画

現況では、既設のトイレに対し、13mmの給水管が引込まれている。

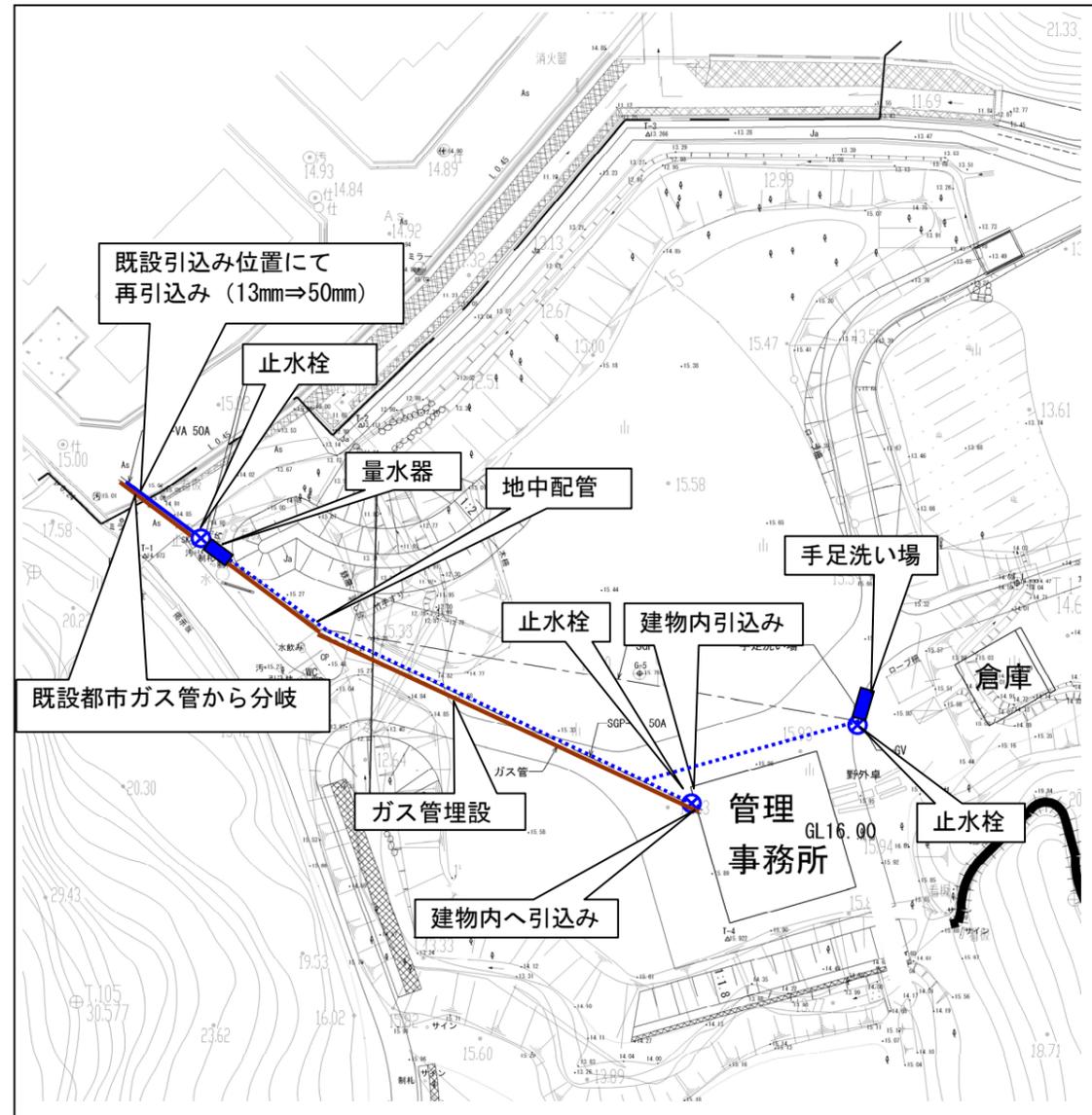
基本設計においては、管理事務所までの給水と管理棟脇の手足洗い場、入口部の水飲みと広場内の散水栓2基へ給水する計画となっている。

実施設計においては、管理事務所の整備のため、給水口径の拡大が必要となり、40mmによる引込みとし、基本設計と同様に、水道管を地中配管し、建物へと途中分岐して、倉庫脇の手足洗い場へと給水する。

水飲みについては、入口部では悪戯による影響を受けやすく、手足洗い場を広場内に整備することにより代用できることから、整備しない。

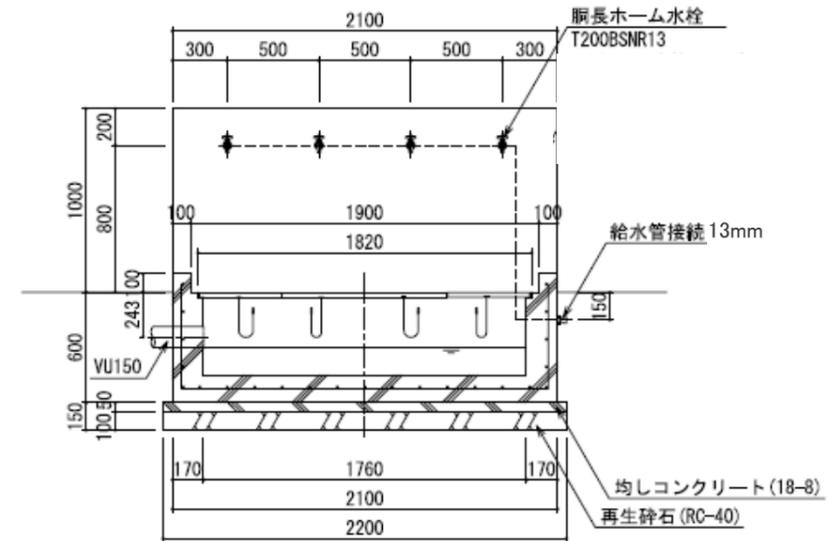
また、散水栓については、給水口径の拡大により、手足洗い場の水栓で代用できることから、整備しない。

●実施設計における給水等計画図



また、管理事務所の設置にともない、必要なガス施設について、入口前の公道より分岐し、引込みを行う整備をする。

手足洗い場は基本設計に準じ、機能・デザインともに同様のものを整備する。



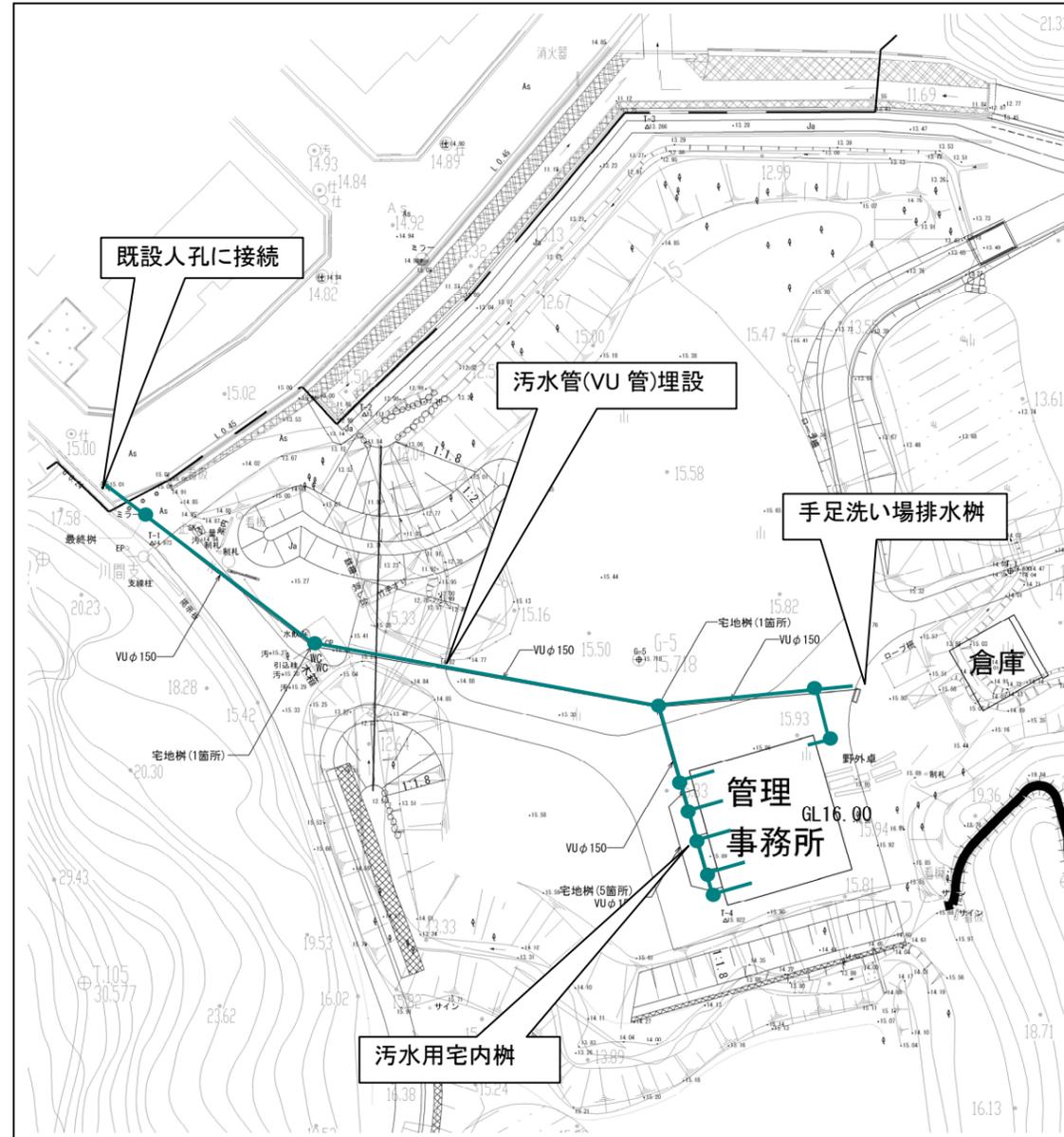
手足洗い場 構造図

(2) 排水計画

基本設計においては、広場内の雨水排水を、素堀り側溝により排水する計画としていたが、実施設計においては、管理棟の配置やその園路整備等から、広場の約1/3を舗装等が占めることとなったため、広場全体の中央部をピークとした山型に整形し、周囲の水路等に自然勾配により排水する計画とする。このため、雨水排水施設は整備しない。

管理事務所及び手足洗い場の汚水排水は、基本設計に準じ、入口部の公道内にある既設人孔へ接続する。

●実施設計における排水計画図

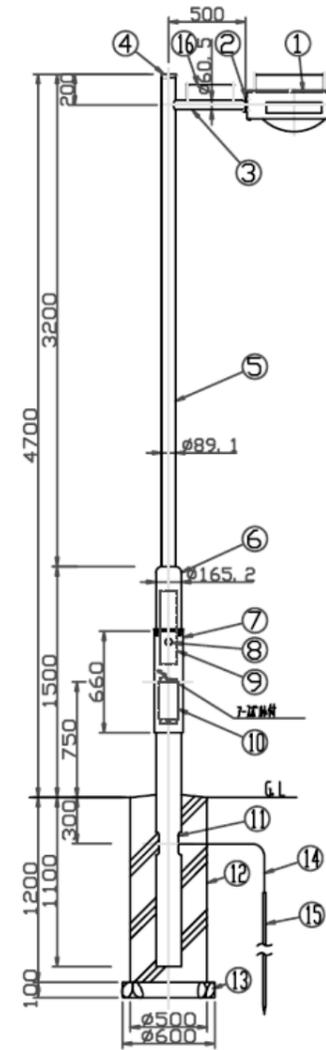
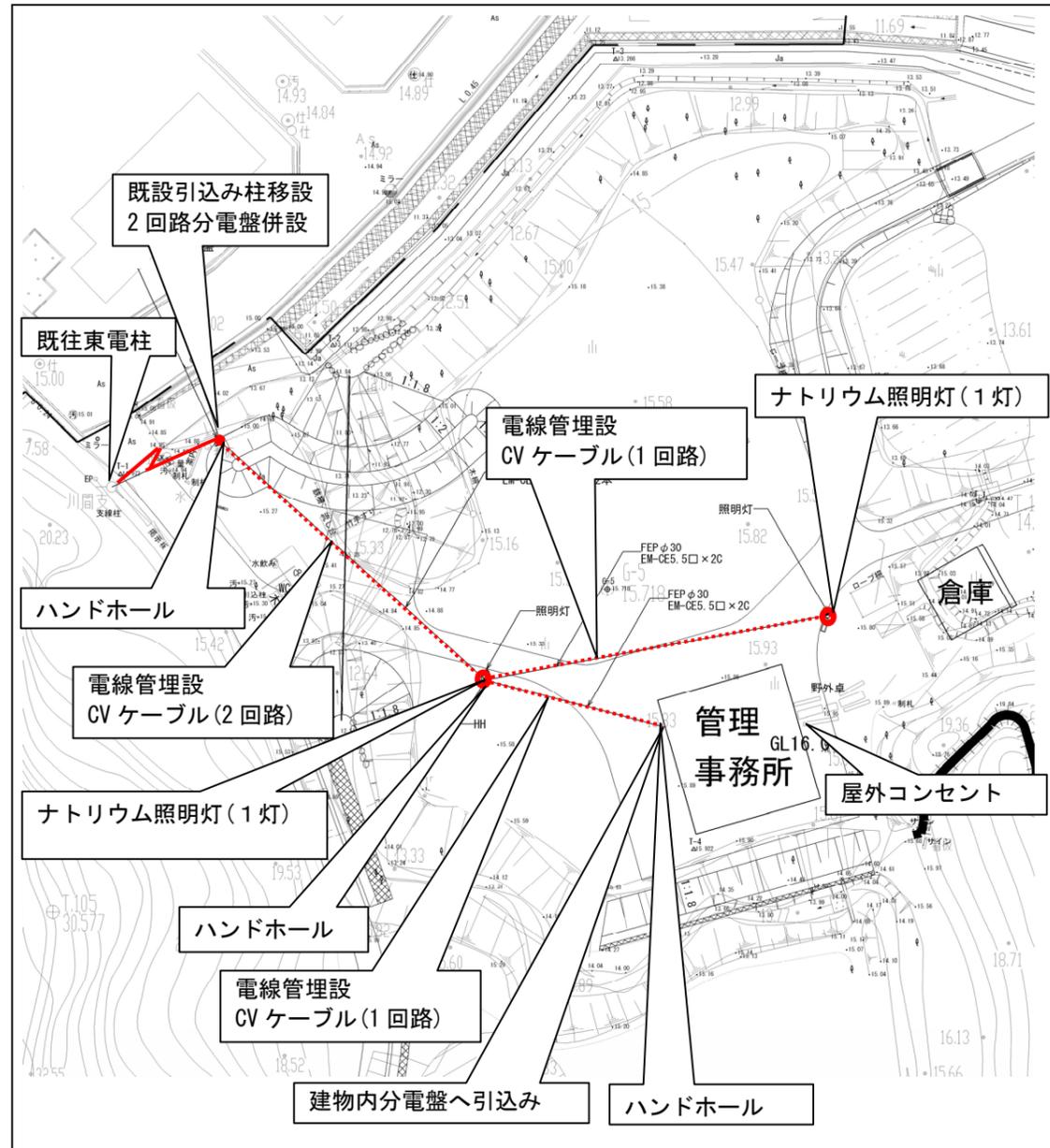


(3) 電気計画

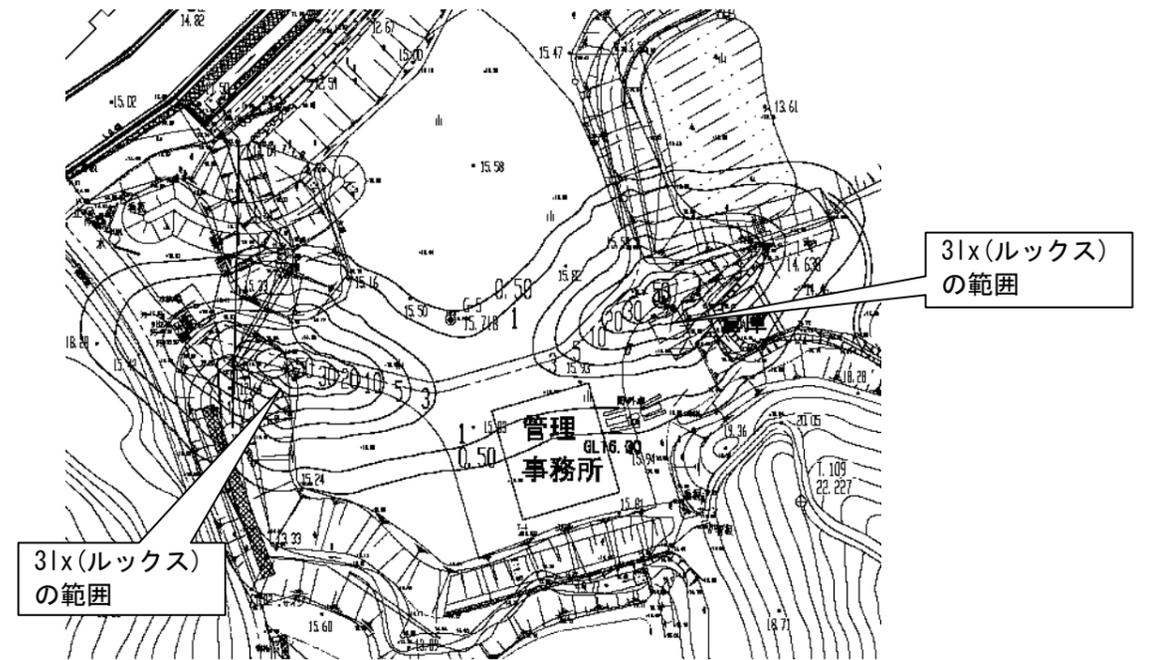
基本設計においては、ナトリウム照明灯3灯による広場照明と管理事務所への配電を計画としていたが、実施設計においても、基本設計に準じた計画とする。ただし、最低照度5ルクスを目安に配置すると、2灯で十分な照度を確保できることから、灯具は2灯とする。

現況では、既設トイレのための電気引込みが引込み柱及び1回路分電盤により行われており、この引込み柱を移設利用し、分電盤を交換して配線する計画とする。広場内照明は、隣接する民家への影響に配慮し、下方を照らすタイプとし、配置については、樹木などにより隠れる位置への配置とする。

●実施設計における電気計画図



照明灯 構造図



照明灯の照度分布図